

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社（以下「会社」という。）に採用され、会社〇部門での研修の後、同社〇室においてデザイナー業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅マンションの自室において、死亡しているところを会社上司に発見された。死体検案書には「死亡したとき：平成〇年〇月〇日頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、被災者に発病した精神障害及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人が発病した精神障害について、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を「うつ病あるいはうつ状態」とし、発病時期に関しては、就職後、研修が始まった頃から食欲低下、意欲低下、抑うつ気分、職場での対人緊張が出現して次第に増悪したとの被災者の申述から「平成〇年〇月～〇月頃」であるとしている。これに対して、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「被災者は、平成〇年〇月〇日からの研修で人々から注視される人前で指導を受ける状況となり、同人にとって『低い自己評価と批判されることに対する恐れ』を強く生ずる環境となったことから、症状寛解状態にあった『社会恐怖症』（ICD-10 F40.1）（平成〇年〇月〇日以降E病院に通院）を再燃し、当該研修が継続するなかで、抑うつ気分、興味と喜びの喪失、自己評価と自信の低下、将来に対する希望のない悲観的な見方、食欲不振などの症状が出現しているものであり、平成〇年〇月上旬に『反復性うつ病性障害、現在中等症エピソード（ICD-10 F33.1）』を発病した。」と述べている。当審査会としては、請求人の精神障害の既往歴及び症状の様態からみて、専門部会の意見は妥当であり、また、D医師の意見ともほぼ一致していることから、決定書理由第2の2の（2）のアに説示するとおり、被災者は、平成〇年〇月上旬にICD-10の「F33.1 反復性うつ病性障害、現在中等症エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。
- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月2

6日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による出来事についてみると、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事及び恒常的な長時間労働は見受けられず、「特別な出来事以外の出来事」についてみると、請求人らは、被災者にとって業務において心理的負荷となった出来事として、Hらによる指導・叱責があった旨主張している。

(4) そこで、同出来事について検討すると、以下のとおりである。

請求人らは、被災者がFらの指導の下でメガネの加工作業の研修を受ける過程において、被災者が作業に失敗したときや、模範を見せてほしいと依頼した際に、Fらは、「やる気が足りない。」、「遅い、もっと早くしろ。」、「汚い。」と強く叱責したほか、被災者の容姿(幼い頃の事故で歯が抜けていること)についてまで「歯を治せ。」、「歯を入れろ。」と強く指示した旨主張している。

この点、会社関係者の申述や被災者が残した言動を精査したところ、Fらの言動は、新入社員であった被災者に対して、職場での態度や心構えを教育するというものであったとみるのが妥当であり、少なくとも被災者への嫌がらせやいじめであったとは認めることができない。また、被災者の歯が抜けていることについて強い指導がなされたか否かは事実の確認をすることができず、仮にFらが被災者の歯の状態について何らかの言葉をかけたとしても、Fらが被災者に対する嫌がらせを目的としていたとは考えにくい。そこで、当該出来事は、認定基準別表第1の業務による心理的負荷評価表(以下「心理的負荷評価表」という。)の具体的出来事に当てはめると、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」には該当せず、Fらが研修において被災者の指導をする上司的な立場にあったことから、「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)として評価することが妥当であると判断する。すると、Fらの被災者に対する指導は、会社関係者の申述から、厳しいものであったとは判断し難く、研修における通常の業務指導の範囲内であると思料され、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイの(イ)のaに説示するのとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(5) 次に、請求人らは、①G部長による駐車に関する指導・叱責、②G部長によるお茶ポット等に関する叱責、③G部長による蛾の駆除に関する叱責などがあったと主張するが、それらはいずれも発病後の出来事であり、認定基準において発病後に業務により悪化したと認められる場合となる「特別な出来事」に当たらないことはもとより、その内容からみて、仮に心理的負荷評価表に当てはめてみたとしても、業務における心理的負荷の評価の対象となる出来事とも認められないものと判断する。

(6) 以上のことから、被災者の業務における心理的負荷の総合評価は「弱」であり、「強」には至らないことから、被災者の本件疾病の発病及び自死は、業務上の事由によるものとは認められない。

(7) なお、請求人から提出された資料及び公開審理における主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。